

金山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 4,848	千円 4,699,758	千円 283,619	千円 813,356	% 17.3	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

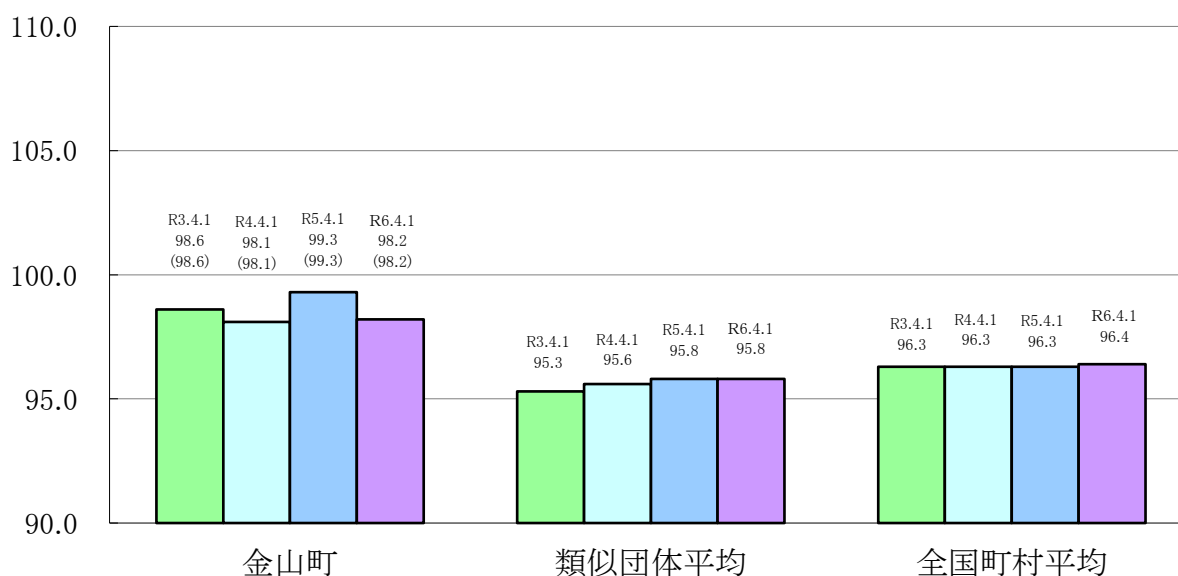
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 68	千円 262,739	千円 44,970	千円 107,330	千円 415,039	千円 6,103	千円 5,608

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
6年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
6年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.6

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準では支給が無く、金山町においても支給無し

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

①平成14年4月1日から町長、副町長、教育長の給料月額を減額（R6年4月1日現在、町長20%、副町長10%、教育長5%を減額）

②平成19年度から21年度まで、特別職、医師等を除く一般職の期末手当を年間0.5か月分減額

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
金山町	40.3歳	310,900円	366,838円	334,273円
山形県	43.7歳	331,100円	404,400円	357,100円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.3歳	302,599円	348,683円	327,516円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与月 額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民 間の 類似職種	平均年 齢	平均給与月 額 (B)	A/B
金山町	※	1人	※	※	※	—	—	—	—
うち運転手	※	1人	※	※	※	自動車運 転手	61.2歳	240,600円	—
山形県	53.8歳	422人	332,100円	369,700円	348,400円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	52.7歳	2人	273,536円	291,816円	284,628円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
金山町	※	—	—
うち運転手	※	3,282.2千円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成30～令和2年の3ヵ年平均）
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。（公務員の技能労務職員については、臨時・非常勤等職員を除外する常勤職員であるが、民間データでは、「フルタイム労働者、契約社員、アルバイト」などが含まれる。）
- 5 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- 6 個人情報の保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は個人情報特定されるため、各項の欄をアスタリスク（※）としている。数値のない欄については、ハイフン（—）としている。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		金 山 町	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	187,300円	199,100円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	168,300円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	165,500円	163,700円	—
	中 学 卒	161,000円	151,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

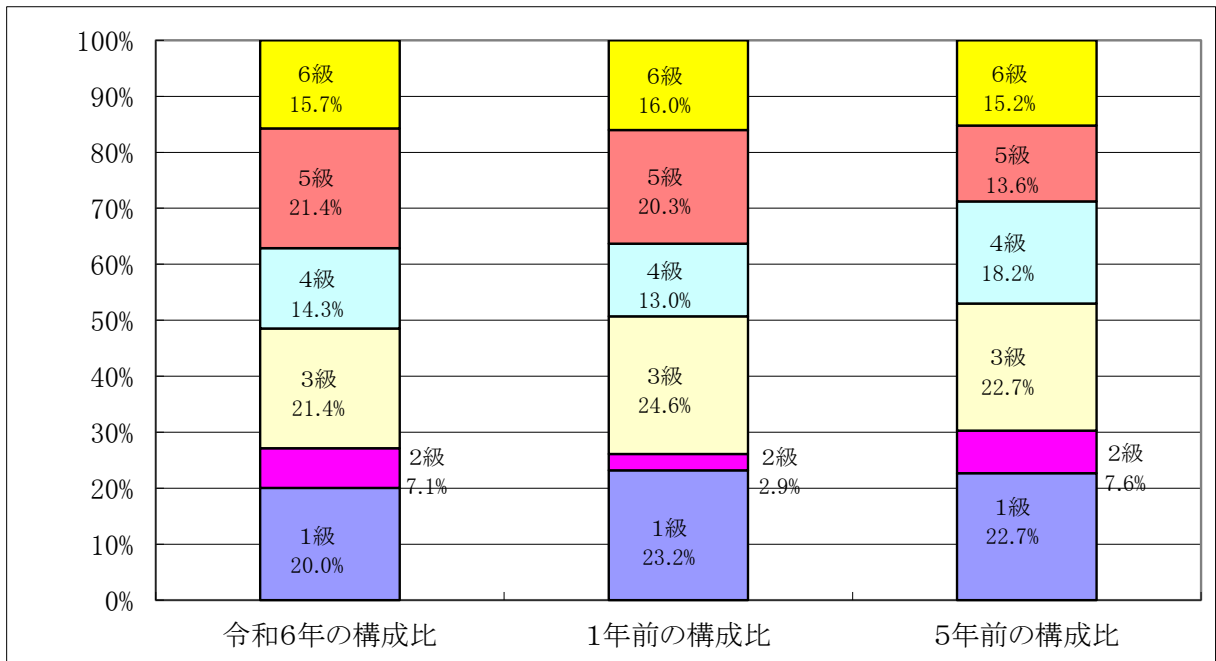
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	266,200円	351,300円	384,000円	406,200円
	高 校 卒	236,900円	302,800円	358,500円	401,300円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

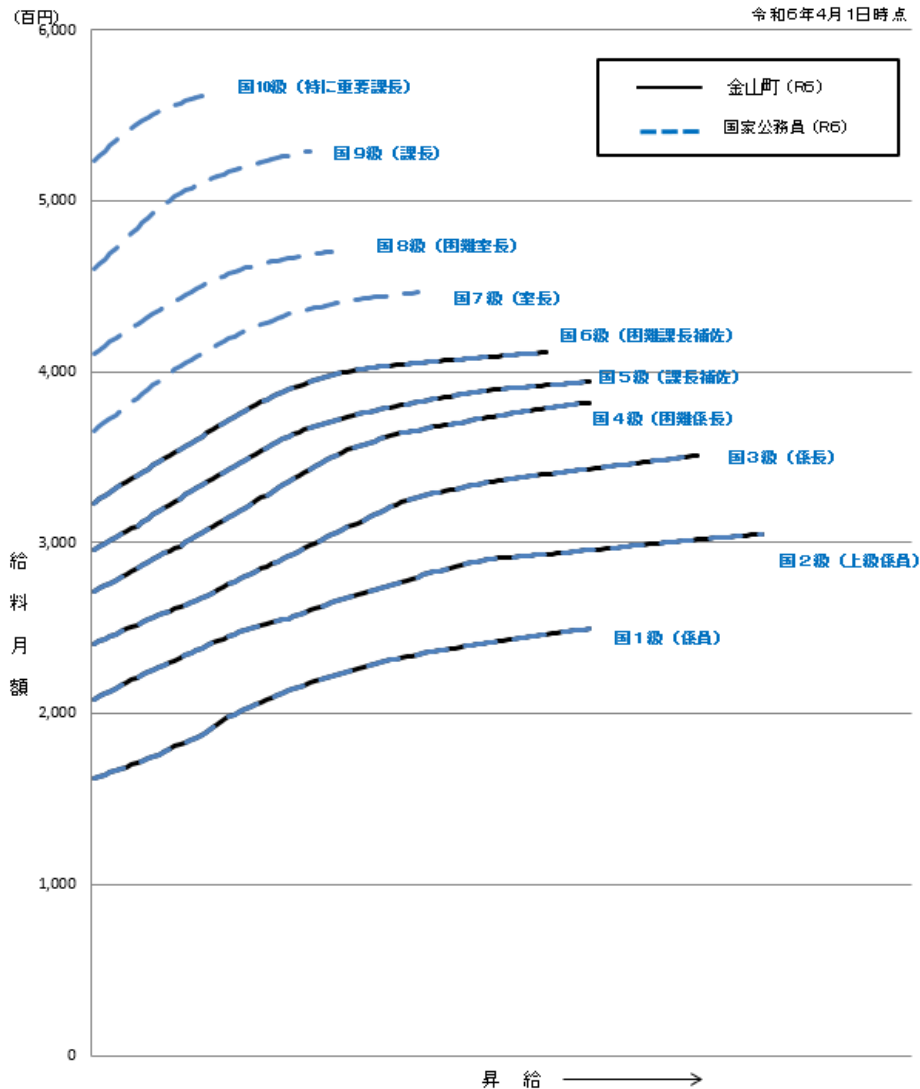
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師 主事補・技師補	14人	20.0%	162,100円	249,400円
2 級	主事・技師	5人	7.1%	208,000円	305,200円
3 級	主任・主任技師	15人	21.4%	240,900円	351,000円
4 級	係長	10人	14.3%	271,600円	382,000円
5 級	補佐	15人	21.4%	295,400円	394,000円
6 級	課長	11人	15.7%	323,100円	411,300円

- (注) 1 金山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（金山町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

金山町	山形県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,455千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,667千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.0月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（金山町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

金山町	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 1人当たり平均支給額 0千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）→制度はありません。

支給実績（5年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		10,932千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		1,822千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		6.6%		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
オンコール手当	看護師	夜間・休日の緊急時対応	492千円	1回1,000円～2,000円
研修手当	医師	医師の研修	4,800千円	月額400,000円
医師手当	医師	医師の業務	3,240千円	月額220,000円 ～420,000円
緊急時対応手当	医師	医師の業務	2,400千円	月額200,000円
産業医手当	医師	医師の業務	0千円	月額50,000円
災害応急作業手当	右記業務に従事 した職員	災害等において 応急作業等対応	0千円	1日710円～1,080円
在宅勤務等手当	右記業務に従事 した職員	在宅等において一 定期間勤務	0千円	月額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	26,902千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	340千円
支給実績（4年度決算）	19,787千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	250千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	子10,000円 配偶者・父母等 6,500円	同		8,157千円	226千円
住居手当	限度額28,000円	同		2,990千円	299千円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 交通用具利用 限度額44,900円	異	交通用具使 用限度額、 距離区分	4,322千円	80千円
管理職手当	37,000円～45,000円	異	金額	6,947千円	496千円
休日勤務手当	祝日法による休日等 勤した場合	同		0千円	0千円
単身赴任手当	定額（30,000円）＋ 加算額（6,000円～5 8,000円）	同		360千円	360千円
宿日直手当	勤務一回 4,200円～20,000円	異	医師の宿直	0千円	0千円

管理職員 特別勤務手当	勤務一回 3,000円～6,000円	同		0千円	0千円
寒冷地手当	月 7,360円～ 17,800円	同		5,464千円	60千円
夜間勤務手当	1時間単価の25%	同		0千円	0千円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	656,000円 (820,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000円/416,500円
	副町長	558,000円 (620,000円)	705,000円/415,000円
	教育長	547,000円 (575,000円)	— 円/— 円
報 酬	議 長	310,000円	395,000円/160,000円
	副議長	250,000円	310,000円/140,000円
	議 員	230,000円	290,000円/130,000円
期 末 手 当	町 長 副町長	(5年度支給割合) 3.35月分	
	議 長 副議長	(5年度支給割合) 3.35月分	
退 職 手 当	町 長 副町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 820,000円×在職月数×100分の56.7 22,317,120円 任期毎又は通算 620,000円×在職月数×100分の33.1 9,850,560円 任期毎又は通算	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

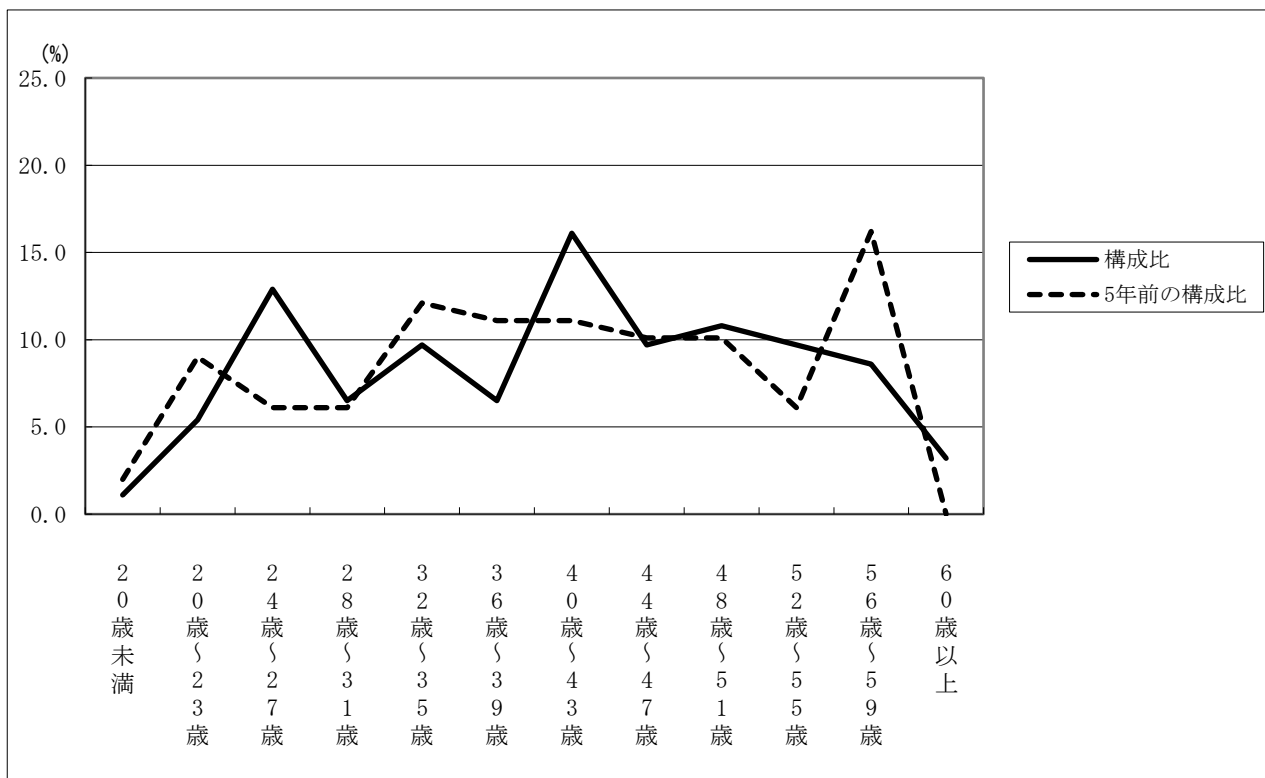
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	1	課 付 職 員 配 置 に 伴 う 増
		総 務 企 画	23	22		
		税 務	4	4		
		農 水	9	9	1	人 員 補 充 に 伴 う 増
		商 工	3	2		
土 木		6	6			
民 生		7	7			
衛 生	7	7				
計	60	58	2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 123.76 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 176.76 人)		
教 育 部 門	10	10				
小 計	70	68	2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 144.38 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 206.21 人)		
公 営 企 業 会 計 等 部 門	診 療 所	11	11	1 △ 1	公 営 企 業 会 計 へ の 移 行 に 伴 う 増 一 般 会 計 へ の 配 置 換 え に 伴 う 減	
	水 道	2	2			
	交 通	1				
	下 水 道 そ の 他	9	10			
小 計	23	23				
合 計		93	91	2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 191.83 人	
		[105]	[105]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	12人	6人	9人	6人	15人	9人	10人	9人	8人	3人	93人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		53	55	58	59	58	60	7 (13.2%)
教育		13	12	11	10	10	10	△3 (23.1%)
消防								0 (0.0%)
普通会計計		66	67	69	69	68	70	4 (6.1%)
公営企業等会計計		33	29	26	23	23	23	△10 (30.3%)
総合計		99	96	95	92	91	93	△6 (6.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※) 職員数が2名であるため、個人情報保護の観点から一部標記しておりません。

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 179,609	千円 11,902	千円 ※	% ※	% ※

(注) 令和5年度は、資本勘定支弁職員はおりません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 2	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
金 山 町	※ 歳	※ 円	※ 円
市 町 村 平 均	45.8歳	337,221円	508,691円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

金 山 町	金山町（普通会計ほか）
1人当たり平均支給額（5年度） ※ 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,455千円
（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

金 山 町	金山町（普通会計ほか）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 1人当たり平均支給額 ※ 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 1人当たり平均支給額 0千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）→制度はありません。

支 給 実 績（5年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			※千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			※千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			※%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
災害応急作業手当	右記業務に従事した職員	災害等において 応急作業等対応	※千円	1日710円～1,080円
在宅勤務等手当	右記業務に従事した職員	在宅等において一 定期間勤務	※千円	月額3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	※千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	※千円
支給実績（5年度決算）	※千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	※千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	子10,000円 配偶者・父母等6,500円	同		※千円	※千円
住居手当	限度額28,000円	同		※千円	※千円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 交通用具利用 限度額44,900円	同		※千円	※千円
管理職手当	37,000円～45,000円	同		※千円	※千円
休日勤務手当	祝日法による休日等勤務した場合	同		※千円	※千円
宿日直手当	勤務一回 4,200円～20,000円	同		※千円	※千円
単身赴任手当	定額（30,000円）＋加算額（6,000円～58,000円）	同		※千円	※千円
管理職特別勤務手当	勤務一回 3,000円～6,000円	同		※千円	※千円
寒冷地手当	月 7,360円～17,800円	同		※千円	※千円
夜間勤務手当	1時間単価の25%	同		※千円	※千円